

子ども・子育て関連3法について

平成25年10月30日

目 次

○子育てをめぐる現状と課題について	1
○子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント	2
○幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み	3
○子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像	4
○子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）	5
○施設型給付の創設	7
○地域型保育給付の創設	8
○認定こども園法の改正について	9
○地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について	10
○保育に関する認可制度の改善等について	12
○市町村子ども・子育て支援事業計画の策定	13
○参考資料（現在の認定こども園・幼稚園・保育所・認可外保育施設の比較）	14
○参考資料（認定こども園制度）	15

子育てをめぐる現状と課題について

- 急速な少子化の進行（平成24年合計特殊出生率 1.41）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
(日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スイデン：3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の
充実

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆ 主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

○ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務



子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

■ 地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健診
- ④乳児家庭全戸訪問
- ⑤養育支援訪問事業
(要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業)
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体の参入促進事業

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+保育+放課後児童クラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
子育て支援

需要の調査・把握

市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

地域型保育給付の
= 対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

放課後児童
クラブ

子ども・子育て支援法
～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援
のための仕組み～

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を
担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

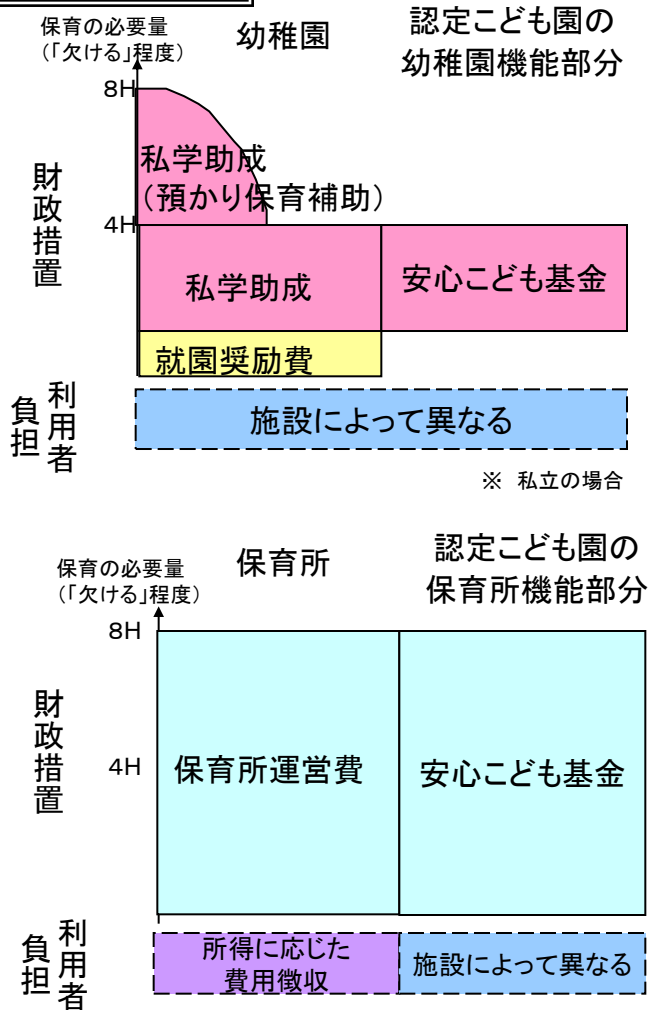
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

施設型給付の創設

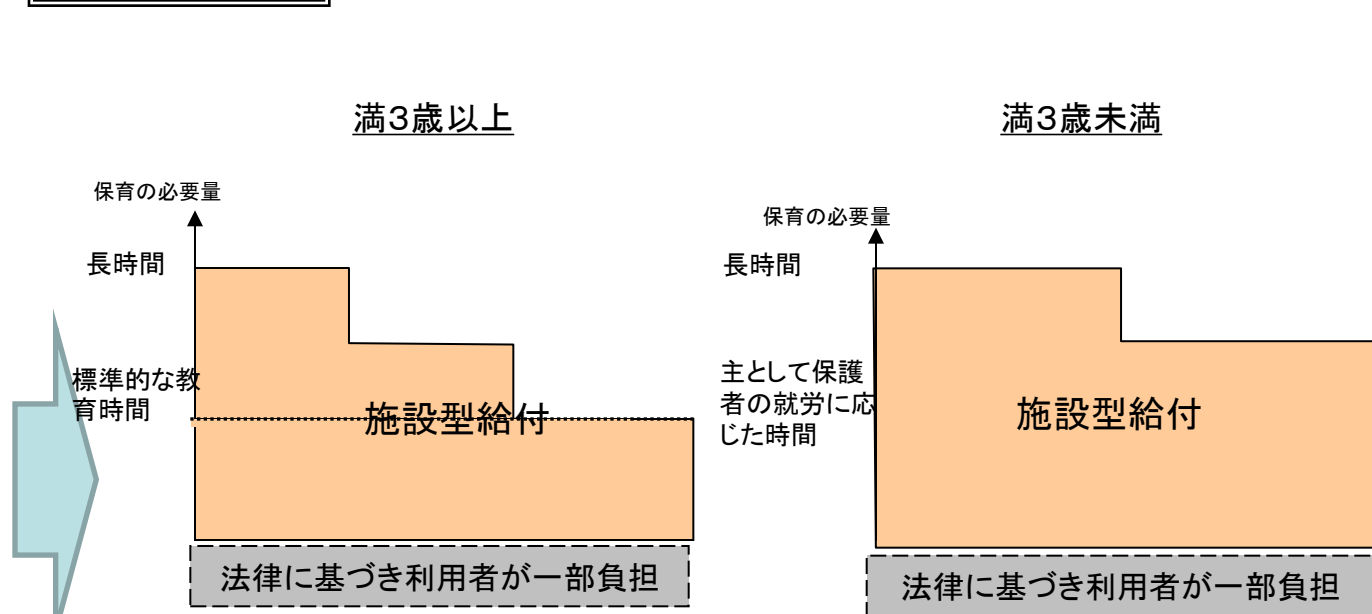
○ 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

<現行制度>



<新たな制度>



※私立保育所については、児童福祉法第24条に則り、市町村から委託費として支払う。

※上記の他、特色ある取組(例: 特別支援教育等)に対する奨励的な補助として私学助成を措置。

※施設型給付の対象として確認を受けない幼稚園の場合は、私学助成を継続。

※休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。

地域型保育給付の創設

基本的な制度設計

- 教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。
 - ◇ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
 - ◇ 家庭的保育（利用定員5人以下）
 - ◇ 居宅訪問型保育
 - ◇ 事業所内保育（主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

- 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。

- 小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な認可基準を設定し、質の確保を図る。また、認可の仕組みについては、大都市部の保育需要に対して、機動的に対応できる仕組みとする。

- 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、施設型給付と同様とする。

認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
→ 消費税を含む安定的な財源を確保

【類型】

《現行制度》

《改正後》

幼保連携型
(594件)

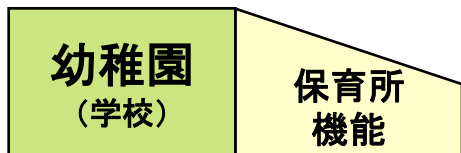


- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

幼保連携型認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

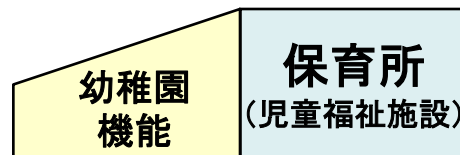
- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園型
(317件)



※設置主体は国、自治体、学校法人のみ

保育所型
(155件)



※設置主体制限なし

地方裁量型
(33件)

幼稚園機能
+
保育所機能

※設置主体制限なし

(認定こども園の合計件数は1099件(平成25年4月時点))

- 施設体系は、現行どおり
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

○ 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。

① 利用者支援事業（新規）

・教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う。

② 地域子育て支援拠点事業

・公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う。

③ 妊婦健診を実施する事業

・妊産婦に対する健康診査

④ 乳児家庭全戸訪問事業

・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
別名「こんにちは赤ちゃん事業」

⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

・養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援
・要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るための支援

⑥ 子育て短期支援事業

・短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う（原則として7日以内）。

・夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

・児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。

⑧ 一時預かり事業

・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業

⑨ 延長保育事業

・11時間の開所時間を超えて保育を行う事業

⑩ 病児・病後児保育事業

・地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

・共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。

【新制度からの変更事項】

○対象年齢をおおむね10歳未満から小学校6年生までが対象となり、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備を行う。

○市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定。

※市町村子ども・子育て支援事業計画で需要の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載し、提供体制を計画的に確保。

○質を確保する観点から、職員の資格、職員数、施設、開所日数・時間などについて、国は一律の基準を設定。

○利用手続は市町村が定める。ただし、確実な利用を確保するため、市町村は、利用状況を随時把握し（事業者は市町村に状況報告）、利用についてのあっせん、調整を行う。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

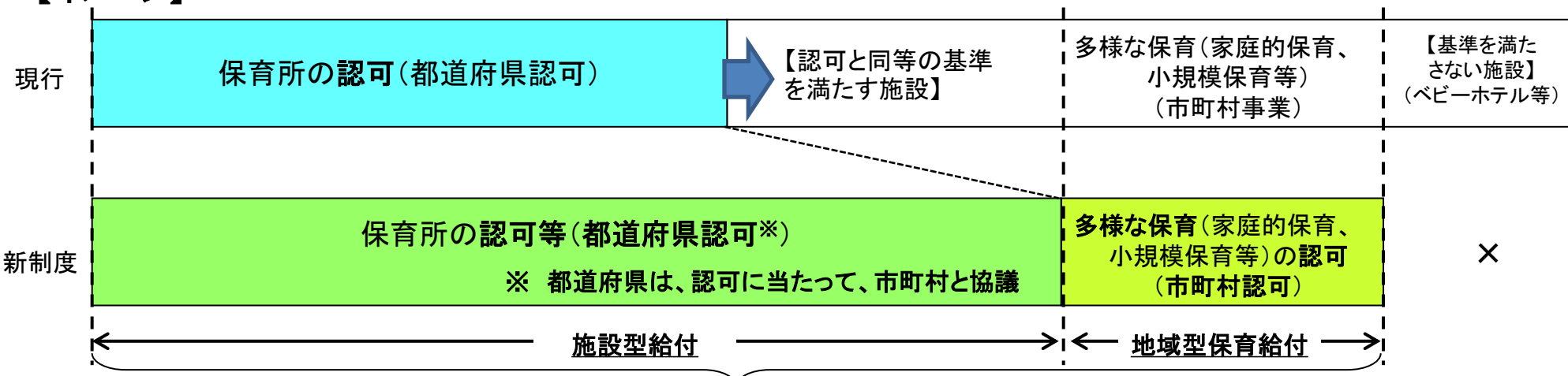
※⑫⑬については、今後国が事業の詳細を定める予定

保育に関する認可制度の改善等について

【基本的な考え方】

- 認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう
 - ① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ② その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- その際、都道府県は、実施主体である市町村との協議を行うことで、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保する。
- 市町村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認する。
- 確認を行った市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施する。

【イメージ】



認可を受けた施設、事業は、市町村による定員を定めた上での確認を得て、対象施設・事業となる(私立保育所は委託費)。

※認定こども園についても、改善後の保育所に関する認可制度と同様の認定・認可の仕組みとする。

市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

(必須記載事項)

- 圏域の設定
- 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み
 - ・ 幼児期の学校教育の需要
 - ・ 保育の需要
 - ・ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり等の需要
 - ・ 延長保育、病児・病後児保育の需要
 - ・ 放課後児童クラブの需要
 - ・ 妊婦健診の需要

- 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - ・ 認定こども園、幼稚園、保育所
 - ・ 地域型保育
 - ・ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり等
 - ・ 延長保育、病児・病後児保育
 - ・ 放課後児童クラブ
 - ・ 妊婦健診
- 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策
※幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。

(任意記載事項)

- 育休明けのスムーズな保育利用のための方策
- 都道府県が行う事業との連携方策
- 職業生活と家庭生活との両立に関すること

※5年ごとに計画を策定



支援



支援

国の「基本指針」のイメージ

- 子ども・子育てに関する理念（こども指針(仮称)）
- 提供体制の確保・事業の実施に関する基本的事項
 - ・ 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策
※幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。
 - ・ 市町村間、市町村と都道府県との間の連携
 - ・ 教育・保育施設・事業者に係る情報の開示
 - ・ 人材の確保・資質の向上
- 需要を見込むに当たり、参酌すべき標準
 - ・ 目標値の設定
 - ・ 需要の見込量
 - ・ 提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 職業生活と家庭生活との両立に関すること

等



都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ

(必須記載事項)

- 幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策
※幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。
- 市町村が行う事業との連携が必要な社会的養護に係る事業、障害児の発達支援に着眼した専門的な支援に係る事業
- 人材の確保・資質の向上

(任意記載事項)

- 市町村の業務に関する広域調整
- 教育・保育施設・事業者に係る情報の開示
- 職業生活と家庭生活との両立に関すること

現在の認定こども園・幼稚園・保育所・認可外保育施設の比較

参考資料

項目	認定こども園	幼稚園	保育所	認可外保育施設
所管省庁	文部科学省・厚生労働省	文部科学省	厚生労働省	厚生労働省
根拠法令	認定こども園法(通称)	学校教育法	児童福祉法	児童福祉法
施設区分	幼稚園、保育所、認可外保育施設	学校<幼稚園>	児童福祉施設<保育所>	<認可外保育施設>
目的	幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する	幼児を保育し、適当な環境を与えて、その身の発達を助長する	日々保護者の委託を受けて保育に欠ける乳児又は幼児を保育する	日々保護者の委託を受けて保育に欠ける乳児又は幼児を保育する
対象児	満3歳以上の保育に欠けない子ども + 就学前の保育に欠ける子ども	満3歳～就学前の幼児	0歳～就学前の保育に欠ける児童	0歳～就学前の保育に欠ける児童等
開設日数	保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定める	39週以上 (春夏冬休みあり)	約300日(月～土)	規定なし
教育・保育時間	保育に欠ける子どもに対する保育時間は8時間を原則	4時間を標準	8時間を原則	規定なし
教育・保育内容	幼稚園教育要領及び保育所保育指針に加えて認定こども園に固有の事情にも配慮が必要	幼稚園教育要領	保育所保育指針	認可外保育施設指導監督基準
設置主体	幼稚園及び保育所の区分による	原則として、国、地方公共団体、学校法人 (ただし、例外として社会福祉法人等でも可)	制限なし	制限なし
設置認可等	県	県	県(政令市、中核市は市)	県(政令市、中核市は市)
入所方法	保護者と施設との直接契約	保護者と施設との直接契約	保護者と市町村の契約	保護者と施設との直接契約
保育料 (利用者負担額)	施設が保育料を設定、徴収 (市町村は私立認定保育所の保育料について変更命令可)	施設が保育料を設定、徴収 (所得に応じて就園奨励費を助成)	市町村が保育料を設定、徴収 所得に応じた負担	施設が保育料を設定、徴収

「認定こども園」とは

- 幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを 都道府県が認定
 - ①教育及び保育を一体的に提供（保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応）
 - ②地域における子育て支援の実施（子育て相談や親子の集いの場の提供）

根拠法令等

- 法律名：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- 施行日：平成18年10月1日
- 見直し規定：本法施行後5年経過後見直しを行う。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

附 則

- 3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

認定こども園の類型

幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ